２　法第七十二条の二十三第一項の規定により法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法人税法	第五十七条第二項、第三項第一号及び第四項第一号	もの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの	もの
法人税法施行令	第百十二条第五項第二号	法第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの（同条第十二項又は第十三項の規定の適用がある場合には、これらの規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額とされたもの）並びに法	法
	第百十二条第七項	もの及び法第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの（同条第十二項又は第十三項の規定の適用がある場合には、これらの規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額とされたもの）	もの
	第百十三条第一項第一号	及び法第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの（同条第十二項又は第十三項の規定の適用がある場合には、これらの規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額とされたもの）並びに	及び
	第百十三条第五項第二号	、法第五十八条及び法第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの（同条第十二項又は第十三項の規定の適用がある場合には、これらの規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額とされたもの）並びに	及び法第五十八条並びに

第二十一条第三項中「規定する完全支配関係」の下に「（以下この項において「完全支配関係」という。）」を加える。

第二十一条の二中「又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額」を削る。

第二十一条の二の見出し中「損金の額等」を「損金の額」に改め、同条第一項中「連結申告法人以外の」を削り、「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第三項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第七十二条の二十三第一項第三号」を「第七十二条の二十三第一項第二号」に、「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第三項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十一条の二の三の見出し中「損金の額等」を「損金の額」に改め、同条第一項中「連結申告法人以外の」を削り、「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第三項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第七十二条の二十三第一項第三号」を「第七十二条の二十三第一項第二号」に、「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第三項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十四条の四の三第一項の表第四項の項中「、若しくは同項」を「法人」に、「、若しくは法第七十二条の二十五第五項」を「法人又は当該法人との間に法人税法第二条第十二号の七の七に規定する通算法人をいう。）」に改め、同表第六項の項を削る。

第二十四条の五第二項中「連結所得の金額」を「法人税法第二編第一章第一節第十一款第一目の規定その他通算法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。）に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額」に改める。

第二十四条の六及び第二十四条の七を削る。

第三十二条の二第二項第一号中「この項及び次条第二項において同じ。）を」に、「以下この項に」を「次号及び第三号に」に、「以下この項及び次条第二項において同じ。）の」を「次号及び第三号において同じ。）の」に改め、同項第三号中「当該条約相手国等」を「条約相手国等」に改める。

第三十二条の三及び第四十五条の三を削る。

第四十五条の四の見出しを「（法第二百九十二条第一項第四号の二ロの政令で定める日）」に改め、同条第一項中「第六条の二十四第一項の」を「第六条の二十三の」に、「第二百九十二条第一項第四号の五ロ」を「第二百九十二条第一項第四号の二ロ」に、「第六条の二十四第一項中」を「第六条の二十三第一号中「第五十三条第一項」とあるのは「第三百二十一条の八第一項」と、」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「第三百十二条第三項第一号」と」の下に「、同条第二号中「第五十三条第二項」とあるのは「第三百十一条の八第二項」と、「第五十二条第二項第二号」とあるのは「第三百十二条第二項第二号」と」を加え、同条第二項を削り、同条を第四十五条の三とする。

第二十一条の三の見出し中「損金算入限度額等」を「損金算入限度額」に改め、同条第一項中「連結申告法人以外の」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第七十二条の二十三第一項第三号」を「第七十二条の二十三第一項第二号」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十一条の四第一項中「連結申告法人以外の」を削り、同条第二項を削る。

第二十一条の五の見出し中「損金の額等」を「損金の額」に改め、同条第一項中「又は個別帰属損金額」を削る。

第二十一条の六第一項中「第九項」を「第八項」に、「この項」を「この条」に改め、同条第二項を削る。

第二十一条の九第二項中「又は第八十一条の十五」及び「又は個別帰属損金額」を削る。

第二十四条の四の二中「連結所得の金額」を「法人税法第二編第一章第一節第十一款第一目の規定その他通算法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。）に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額」に改める。

第二十四条の四の三第一項の表第二項の項中「第七十二条の二十五第三項の特別の事情の内容」の下に「、同項各号」を加え、「連結所得の金額」を「法人税法第二編第一章第一節第十一款第一目の規定その他通算法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。次項において同じ。）に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額」に改め、「理由」の下に「、法第七十二条の二十五第五項各号」を加え、同項の次に次のように加える。

第三項	法人	法人又は当該法人との間に法人税法第二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係がある通算法人
	招集されない	招集されないため、当該法人の当該各事業年度に係る付加価値割又は所得割をそれぞれ法第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項の期限までに申告納付することができない